令和３年度第５回調布市個人情報保護審査会　会議要録

１　日　時　　令和４年１月３１日（月）　午前１０時から

２　会　場　　調布市役所５階　市長公室

３　出席委員（敬称略）

会　長　　佐瀨　一男

　　副会長　　田辺　一男

　　委　員　　小山　宇一

　　　　　　　前村　久美子

　　　　　　　増田　径子

　　　　　　　三浦　詩子

４　傍聴者

５　説明員

河村　美則（保険年金課給付担当係長）

曲澤　真貴（保険年金課給付係主事）

山本　篤志（子ども政策課長）

井口　栄治（子ども政策課指導検査担当係長）

６　事務局

小泉　希代子（総務課長）

　西ノ原　勉（総務課長補佐）

　　山下　潤（総務課公文書管理係長）

　　小森　雅子（総務課公文書管理係主任）

小林　裕介（総務課公文書管理係主任）

７　会議内容

(1)　令和３年度第３回個人情報保護審査会会議要録について

佐瀨会長：令和３年度第３回個人情報保護審査会会議要録について，事務局から説明をお願いします。

事務局：令和３年度第３回審査会の会議要録（案）につきましては，令和３年１１月３０日に委員の皆様に発送し内容を御確認いただきましたところ，一点修正がございました。資料３のとおりとなりますが，三浦委員の御質問となっていた部分を佐瀨会長の御質問である旨に修正しております。大変失礼いたしました。修正しました会議要録は１２月２２日から市のホームページ等で公開しております。以上です。

(2)　個人情報を取り扱う事務について（諮問）

ア　特定健康診査・特定保健指導・国保ヘルスアップ事業事務 及び

　　ジェネリック医薬品利用促進通知事業(保険年金課）（資料１～１-３）

佐瀨会長：続きまして，議事の（３）個人情報を取り扱う事務について（諮問）「特定健康診査・特定保健指導・国保ヘルスアップ事業事務及びジェネリック医薬品利用促進通知事業戸籍及び住民基本台帳事務」です。今回は，事前に資料が送付されていますので説明員からの説明を割愛し，委員の方の御意見，御質問を伺います。

佐瀨会長：資料１-３の対象者について，説明をお願いします。

説明員：国民健康保険の加入者は０歳から７４歳までの方となっていますが，本諮問の対象事業では，全員，３０歳以上７４歳以下，または４０歳以上７４歳以下と事業によって対象年齢が異なっております。

佐瀨会長：なぜ委託業者を変更するのですか。

説明員：現状，当該事業における受診者，利用者が減少してきており，事業の見直しをするにあたり，通知のレイアウト変更に柔軟に対応してくれること，来年度以降の事業運営に繋げられるような提案をしてくれることの二点を重視して委託事業者も見直しいたしました。

小山委員：現在の業者もデータを蓄積されてると思うのですが，業者を変更された場合に今までのデータはきちんと破棄されるのですか。

説明員：年度毎に契約しているので，基本的には年度が終わったらデータを破棄するという契約をしています。

小山委員：データをきちんと抹消できたかどうか誰がどのように確認するのですか。

説明員：次の契約では破棄をしたらその廃棄終了書というのを必ず提出して頂く内容としており，管理職含めて確認を行っていく予定です。

田辺副会長：その証明書があれば，業者を信用してその内容どおりであるとして進められるということですか。

説明員：現状ではそうなっています。

小山委員：業者側がきちんとやってくれているのかどうか，どのように確認をとるのかを考えないといけないと思います。

説明員：証明書以外で確認できる方法がないか改めて確認していきたいと思います。

佐瀨会長：業者は，氏名，住所，生年月日，診療情報，特定健診の結果等の情報を取り扱うわけで，もし何らかの形で漏えいすると大変なことになります。充分に注意して漏えいしないように注意していただきたい。また，リストが市に送られてくるというのはどのような方法で送られるのでしょうか。

説明員：送信する際と同様に，LGWAN回線を使ってリストが送信されます。

佐瀨会長：センシティブな個人情報を集約してリストを送ってもらうわけです。漏えいするようなことがないように充分に注意していただきたいと思います。ほかに御質問はありますでしょうか。

（質問なし）

佐瀨会長：質疑も尽きたようなので，採決に入ります。この諮問を可とする委員の方は挙

手をお願いします。

（全員挙手）

佐瀨会長：全員一致でこの諮問を可とします。

イ　緊急時における子どもの生活支援事務(子ども政策課)（資料２～２-２）

佐瀨会長：続きまして，議事の（３）個人情報を取り扱う事務について（諮問）「緊急時における子どもの生活支援事務」の諮問になります。委員の方の御意見，御質問を伺います。

佐瀨会長：「調布っ子応援プロジェクト」第一弾から第三弾までの内容を簡単に御説明ください。

説明員：第一弾は，コロナで外出できないということで，飲食店のテイクアウトや文房具や書籍の購入に使用できる商品券を送付しております。第二弾では，給食がなかったことによって給食米が余っているということで，お米をお配りしております。第三弾では，調布市のプレミアム商品券と同じ券面を子育て世代にお送りしています。いずれも児童育成手当や生活保護，就学援助の受給世帯にお配りしています。一般家庭には今回は５千円，非課税世帯や児童育成手当受給者の方には２万円という傾斜をつけた内容でお配りするのが第４弾となっております。

小山委員：１８歳以下の子どもがいる家庭には一律５千円，支援が必要な御家庭には１万５千円上乗せされるということでしょうか。

説明員：そのとおりです。

小山委員：第一弾においても全員を対象として商品券をお配りしているのですか。

説明員：第一弾では，中学生３年生以下の全員にお配りしています。第二弾から，高校生以下に対象を広げております。補足になりますが，第三弾までは対象者を把握するために全員に通知をお送りし，対象になるだろうと思う方に返信をしていただいておりました。返信を受けてから手続きするため，事務が煩雑である，お届けするのに時間がかかってしまうということがあり，市で保有している非課税情報や臨時特別給付金の給付情報を使用して，こちらから直接送付できるように変更するため諮問に至ったというのが経緯でございます。

田辺副会長：個別の内容に関わることではないのですが，本審査会は通常年４回程度で開催されていて，１月中に第４回が開催されています。もし２月ぐらいにこういったプロジェクトが決まった場合，どういった手続きになるのでしょうか。

事務局：緊急で諮問する必要がある事案が生じれば，臨時で審査会を開催して諮問を受けることになろうかと思います。

佐瀨会長：子育て世帯にとっては本当に素晴らしい事業だと思います。一方で，こういった情報を知られたくないと支援を受ける家庭では思っているかもしれない。情報が他に知られないように市で管理していただきたいと思います。委託業者に，個人情報を渡すのですか。

説明員：委託業者に情報を渡します。また，個人情報の取扱いに関しては厳重に注意していただくという前提のもと，市内事業者に封入封緘を委託できるよう再委託も可という内容で契約しております。なお，業務が終わった後のデータ廃棄や取扱いに関しては，厳守するようにお願いしています。もう一点補足させていただきますと，委託業者にお渡しする情報はあくまでもお名前と御住所のみで，非課税世帯であるだとか生活保護世帯であるということは分からないようになっております。

佐瀨会長：何か他に御質問ありますか。

（質問なし）

佐瀨会長：質疑も尽きたようなので，採決に入ります。この諮問を可とする委員の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

佐瀨会長：全員一致でこの諮問を可とします。

(3)　 市政情報公開手続における個人情報の不適切な取扱いについて

佐瀨会長：それでは，議事（３）市政情報公開手続における個人情報の不適切な取扱いについてに入ります。１月２４日の審査会に引き続き，非公開情報を取り扱っての審議とし，本日の審査会はこの非公開での審議を以って終了とします。オンラインでの配信の停止をしてください。傍聴の方については，事務局の指示に従って，御退室をお願いいたします。

（非公開情報と取り扱った審議となるため，内容は非公開）

８　次回日程について

佐瀨会長：次回審査会の開催日程について，事務局からお願いいたします。

事務局：次回の審査会日程は，令和４年２月中を予定しておりますが，改めて日程調整の御連絡をさせていただきます。

佐瀨会長：それでは，令和３年度第５回調布市個人情報保護審査会を終了します。